

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## サラリーマンの所得税減税は前倒しで実施

Q: 平成11年分の所得税減税が前倒しで行われると聞きました。どのような方法で行われるのでしょうか。

A: 1月から3月の減税分が、6月の給与で精算されます。

### 【解説】

平成11年度の改正では、所得税について定率20%の減税が行われますが、サラリーマンについては、20%の減税を織り込んだ新税額表で源泉徴収するのは、4月以降の給料からとなります。1月から3月分の減税については、当初11年末の年末調整で精算される予定でしたが、前倒しで6月に精算されることになりました。

具体的には、サラリーマンのうち、6月1日時点での甲欄適用者については、6月1日以後最初に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から「1月～3月分について源泉徴収された所得税×20%」を控除して源泉徴収を行うこととなります。この「1月～3月分の源泉徴収税額×20%」は、4万5千円が上限とされています。

今回の前倒しの特例が受けられるのは、1月～3月の主たる給与支払者と6月の給与等の支払者が同一であることが条件とされています。したがって、転職者については、特例は受けられず年末調整で精算することになります。

